

答 申 第 1 0 0 号  
( 諮 問 第 1 0 1 号 )

令和 3 年 ( 2021 年 ) 11 月 11 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 ( 2021 年 ) 2 月 15 日付け鎌総第 2975 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和2年(2020年)8月19日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部に、鎌倉市が「平成26年9月1日付深沢地区のまちづくり検討について」(依頼)をしなければならなくなった理由、経緯等の内容が検証できる文書一式」について、実施機関鎌倉市長が令和2年(2020年)9月1日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年(2020年)8月19日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、「独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部に、鎌倉市が「平成26年9月1日付深沢地区のまちづくり検討について」(依頼)をしなければならなくなった理由、経緯等の内容が検証できる文書一式」に係る行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、令和2年(2020年)9月1日付け鎌倉市指令深地第17号で行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和2年(2020年)11月13日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年(2020年)11月13日付けで提出した審査請求書及び同年12月14日付けで提出した反論書を総合すると、

審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 条例では、第1条において、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを目的としておりと規定しており、実施機関が条例第6条第2号に該当し、非公開としたことは不当である。

イ 非公開にした部分のページ数及び行数を示すべきである。

ウ 平成22年9月に鎌倉市が策定した「深沢地区の土地利用計画（案）概要」（以下「土地利用計画」という。）は全て公開になっていることから、本件一部公開決定処分は不当である。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和2年（2020年）11月30日付けで提出された弁明書及び令和3年（2021年）8月6日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 非公開とした部分は、深沢地域整備事業の実施にあたり、関係事業者である法人の経営方針を推知することができる事項が記載されており、このような経営方針に関する情報は、法人の営業戦略の情報であり、一般に公開することとなれば、今後の事業展開が察知されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (2) 本件処分の公開文書は1ページのみであり、非公開情報を黒塗りした文書を見れば非公開部分は明白である。
- (3) 審査請求人が公開請求した文書は、土地利用計画とは異なるため、本件処分に係る当否の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書は、独立行政法人都市再生機構に鎌倉市が依頼する理由、経緯等が記載された文書である。

そこで、本件対象文書について、一部公開とした実施機関の処分について検討する。

(2) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、非公開とされた内容は、法人の経営方針に関する情報ではあるが、一般的・抽象的なものであり、当該事業の進捗状況に鑑みると、一般に公開されたとしても、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められなかった。

よって、実施機関が、本件対象文書の一部について、条例第6条第2号に該当するとして非公開とした処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

## 処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 8 / 19	行政文書公開請求書が提出される
9 / 1	行政文書一部公開決定通知書送付
11 / 13	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
11 / 30	処分庁が審査庁に弁明書を提出
12 / 14	審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 / 2 / 15	審査会に対し諮問
8 / 6	第 126 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
9 / 3	第 127 回審査会で審議
10 / 1	第 128 回審査会で審議
11 / 11	答申（答申第 100 号）